

第7章 木材加工用機械による危険の防止

(この章の目的)

第106条 この章の規定は、木材加工用機械を取り扱う作業（工事現場において木材を加工する作業及び当該作業で用いる木材加工用機械の掃除、点検、給油、修理、調整、歯又は刃の取替え等の作業をいう。）を行うことにより発生する作業者の危険の防止を目的とする。

解 説

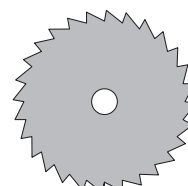
木材加工用機械を取り扱う作業における労働災害は、作業者の身体の一部が木材加工用機械の動力伝達部分の機械的運動内に入ることによって発生することが多く、建設業においては丸のこ盤、かな盤によるものが多くなっている。

木材加工用機械における労働災害が重篤になれば指の切断や、血管の切断による出血死のおそれがある。

第106条は、第7章において木材加工用機械を取り扱う作業（加工作業、清掃・点検・給油・修理・調整・歯又は刃の取り替え等の作業）による危険の防止を図ることを目的として定めていることを示し、以下木材加工用機械の設置台数が5台に満たない場合で、丸のこ等の使用を主な対象として、作業者の危険を防止するための重要な安全措置事項を第107条から第111条まで定めている。

☆用語の意味☆

- ・ 「木材加工用機械」とは、防止規程において、主に木工用の機械を指し、丸のこ盤、かな盤、面取り盤、ルーターなどで携帯用のものを含む。
- ・ 「歯又は刃の取り替え等の作業」の「等」は、刃又は歯の目立て、研磨等がある。



刃の一例

本章に共通する第106条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
事業者の講ずべき措置等	安衛法第20条
第2編第1章第3節木材加工用機械	安衛則第122条～第130条

本章に関連する建災防頒布の参考図書

図 書 名
建設業等における丸のこ等取扱作業の安全－安全衛生教育テキスト

(安全確認者の選任等)

第107条 会員は、木材加工用機械を用いて木材を加工する作業を行う場合には、あらかじめ安全確認者を選任し、その者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 作業を直接指揮すること。
- (2) 適正な安全装置及び治具、工具等の使用状況を確認すること。
- (3) 点検の実施及びその実施状況を確認すること。
- (4) 関係者以外の者が立ち入っていないことを確認すること。

解説

第107条は、「木材加工用機械災害防止対策推進運動の実施等について(平10.9.1基発第520号の2)」と同等の定めである。

同通知の別添「木工加工用機械災害防止総合対策」において、木材加工用機械作業主任者の選任を要しない事業場においては、「安全確認者」を選任し、本条の(1)～(4)の職務を行わせることが定められている。

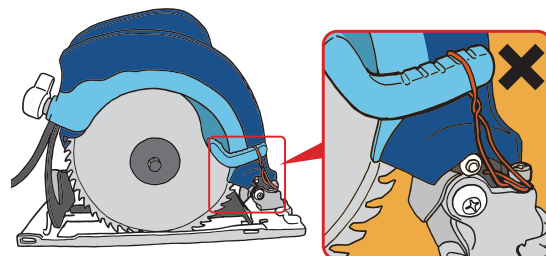
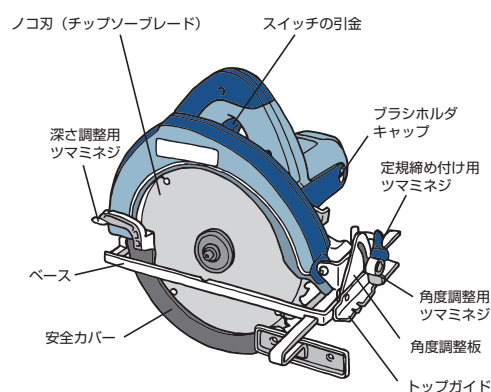
注) 木材加工用機械作業主任者を選任する事業場は、「木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとして、携帯用のものを除く。)を5台以上(当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上)有する事業場において行う当該機械による作業」となる。

本条は、建設業において木材加工用機械の取り扱いは、木材加工用機械作業主任者の選任を要しないことが多いことから、自主基準として「安全確認者」の選任と、その職務として(1)～(4)を定めたものである。安全確認者は、木材加工用機械の取扱い作業を直接指揮できるものであれば、職長、各種作業主任者が兼務しても差し支えない。

なお、本条の職務の徹底を図るため、木材加工用機械の点検にあたっては、同機械に見合った点検表を定めて、使用者に点検を実施させ、点検結果を安全確認者が確認して行くことが必要である。

安全確認者の選任と点検によって、少なくとも丸のこの安全カバーを機能させないように針金などで日常的に固定しているような不安全状態での使用は必ず防止できるはずである。

なお、建設業における「丸のこ等取扱い作業従事者」については、「建設業等において『携帯用丸のこ盤』を使用する作業に従事する者に対する安全教育の徹底について(平22.7.14基安発0714号第1号)」が、厚生労働省労働基準局安全衛生部から発出されているので、関係者について教育を受講することが必要である。



☆用語の意味☆

- ・ 「安全確認者の選任等」の「等」には、安全確認者の第107条の(1)～(4)のことがある。
- ・ 「安全装置」には、刃への接触予防装置、覆い等がある。
- ・ 「点検」は、主体が作業開始前点検であるが、事業場や使用する木材加工用機械の種類により定められ、定期点検を含む。点検の結果から不具合があった場合は、補修等がすむまで、使用を禁止にする。

第107条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
作業主任者選任等	安衛法第14条、安衛法施行令第6条第6号
木材加工用機械作業主任者の選任	安衛則第129条
木材加工用機械作業主任者の職務	安衛則第130条
木材加工用機械災害防止対策推進運動の実施等について別添「木工加工用機械災害防止総合対策」	平10.9.1基発第520号の2
建設業等において『携帯用丸のこ盤』を使用する作業に従事する者に対する安全教育の徹底について	平22.7.14基安発0714号第1号

(安全確認者の氏名等の掲示)

第108条 会員は、前条の規定により選任した安全確認者の氏名等を作業場の見やすい箇所に掲示しなければならない。

解 説

第108条は、「木材加工用機械災害防止対策推進運動の実施等について（平10.9.1基発第520号の2）」と同等の定めである。

同通知の別添「木工加工用機械災害防止総合対策」において、木材加工用機械作業主任者を選任した場合及び木材加工用機械作業主任者の選任を要しない事業場において安全確認者を選任した場合は、その職務を徹底するため、これらの者の氏名や職務内容を作業場の見やすい箇所に掲示することを定めている。

本条は、自主基準として、「安全確認者」の氏名、職務を作業場の見やすい箇所に掲示することを定めている。

木材加工用機械の安全確認者の職務

- (1) 作業を直接指揮すること。
- (2) 適正な安全装置及び治具、工具等の使用状況を確認すること。
- (3) 点検の実施及びその実施状況を確認すること。
- (4) 関係者以外の者が立ち入っていないことを確認すること。

安全確認者

氏名○○○○○

☆用語の意味☆

- ・ 「安全確認者の氏名等」の「等」には、その職務がある。

第108条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
作業主任者の選任等	安衛法第14条、安衛法施行令第6条第6号
作業主任者の選任	安衛則第16条
作業主任者の職務の分担	安衛則第17条
作業主任者の氏名等の周知	安衛則第18条
木材加工用機械災害防止対策推進運動の実施等について別添「木工加工用機械災害防止総合対策」	平10.9.1基発第520号の2

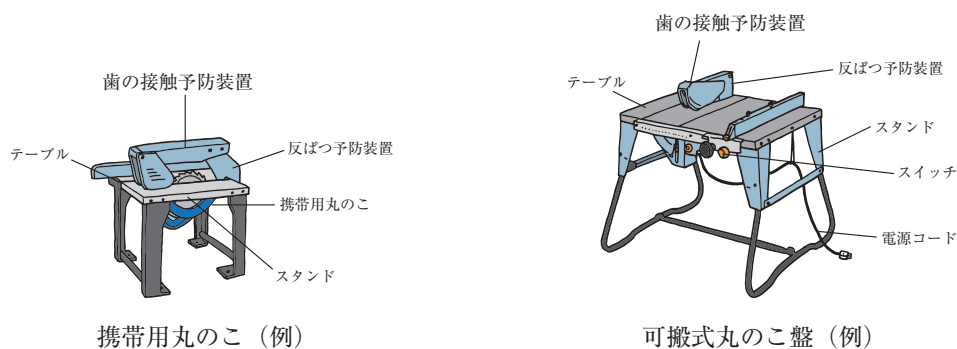
(携帯用丸のこ等)

第109条 会員は、携帯用丸のこ等を使用する場合には、「丸のこ盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン」(「丸のこ盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン等の改定について」(平成10年9月1日付け基発第521号。以下「丸のこ盤ガイドライン」という。))を順守しなければならない。

解 説

第109条は、自主基準であり、「丸のこ盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン等の改定について(平10.9.1基発第521号)」の別添1「丸のこ盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン」第2「携帯用丸のこ及び可搬式丸のこ盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン」を踏まえ定めている。その内容には、携帯用丸のこ盤のスタンドを用いて設置・使用する場合の構造基準、(回転部分の覆い、反発予防装置、歯の接触予防措置など)、使用基準(アース、作業位置を離れる場合の措置、取扱説明書を用いるなどした安全衛生教育の実施など)、点検等基準(作業開始前・定期点検の実施など)を定めており、これを順守することを定めている。

なお、第110条には、携帯用丸のこ盤の作業台を用いる作業の場合の安全装置に関すること、第111条に関しては、木材加工用機械全般についての点検等について定めている。



☆用語の意味☆

・「携帯用丸のこ等」の「等」には、携帯用丸のこ盤、可搬式丸のこ盤等がある。

第109条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
譲渡等の制限等	安衛法第42条、別表第2
木材加工用丸のこ盤並びにその反ばつ予防装置及び歯の接触予防装置の構造規格	昭47.9.30厚生労働省告示第86号
丸のこ盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン等の改定について	平10.9.1基発第521号

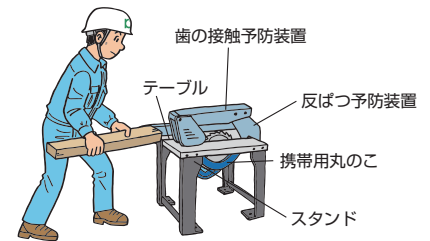
(携帯用丸のこ盤の作業台等を用いる作業)

第110条 会員は、携帯用丸のこ盤を作業台等に固定して使用する場合には、厚生労働大臣が定める構造規格に適合した安全装置のうち可動式の歯の接触予防装置等を設置しなければならない。

解 説

第110条は、自主基準である。本条は、「丸のこ盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン等の改定について（平10.9.1基発第521号）」を踏まえ、携帯用丸のこ盤を作業台等に固定して使用する場合は、厚生労働大臣の定める「木材加工用丸のこ盤並びにその反ばつ予防装置及び歯の接触予防装置の構造規格」に適合した定置式の丸のこ盤と同様の「反ばつ予防装置」、「歯の接触予防装置」、「回転部の覆い」などを備えることを定めたものである。

なお、携帯用丸のこ盤とは、定盤を備えているもので、作業台に設置する場合は、通常、移動覆いを外し、可動式の歯の接触予防装置を使用することになる。



☆用語の意味☆

- ・ 「作業台」は、携帯用丸のこ盤を取付けて使用する「スタンド」のことである。
- ・ 「携帯用丸のこ盤を作業台等に固定」の「等」は、土場又は作業床に設置して用いる場合がある。
- ・ 「可動式の歯の接触予防装置等」の「等」には、反ばつ予防装置などがある。

第110条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
譲渡等の制限等	安衛法第42条、別表第2
丸のこ盤の反ばつ予防装置	安衛則第122条
丸のこ盤の歯の接触予防装置	安衛則第123条
木材加工用丸のこ盤並びにその反ばつ予防装置及び歯の接触予防装置の構造規格	昭47.9.30厚生労働省告示第86号
丸のこ盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン等の改定について	平10.9.1基発第521号

(点検等)

第111条 会員は、丸のこ盤ガイドライン等に定めるところにより、木材加工用機械を用いて木材を加工する作業を開始する前に、木材加工用機械及びその安全装置等について、点検しなければならない。また、1年ごとに1回、定期自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

2 会員は、前項の点検及び定期自主検査の結果、異常がある場合には、当該木材加工用機械及びその安全装置等について、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

解 説

第111条は、自主基準であり、第1項では、木材加工用機械及びその安全装置の不具合による労働災害を防止するため、「木材加工用機械災害防止対策推進運動の実施等について」別添「木工加工用機械災害防止総合対策」(平10.9.1基発第520号の2)、「丸のこ盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン等の改定について(平10.9.1基発第521号)」などの定めを踏まえ、木材加工用機械及びその安全装置について、作業開始前及び年1回定期自主検査をすることを定めている。

点検者は、作業開始前点検はその機械を使用するものであるが、木材加工用機械作業主任者・安全確認者が点検の結果を確認することが必要である。

1年1回の定期自主検査は、使用機械メーカーに依頼することが望ましいが、木材加工用機械作業主任者・安全確認者があたることもある。

電気系統については、電気に関し専門の資格がある者が行う。

これらの点検結果は、記録し、保存する。

第2項では、点検・検査の結果、異常がある場合は、その箇所の補修・修理又は取替えをしなければならないことを定めている。

なお、建設工事においては、関係請負人が持ち込む木材加工用機械の状態を確認し、不安全な機械が持ち込まれないようにする。また、現場巡視、安全パトロールの際にも、木材加工用機械の安全装置等の有効保持について確認していくことが必要である。



☆用語の意味☆

- ・ 「丸のこ盤ガイドライン等」の「等」には、「木材加工用機械災害防止対策推進運動の実施等について」がある。なお、同ガイドラインの別添には、「帯のこ盤及び自動送材車の構造、使用等に関する安全上のガイドライン」が定められているほか「手押しかな盤等の構造、使用等に関する安全上のガイドライン等の策定について(平6.10.24基発第656号)」により、「手押しかな盤等の構造、使用等に関する安全上のガイドライン」、「面取り盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン」及び「ルーターの構造、使用等に関する安全上のガイドライン」が定められている。

- ・ 「安全装置等」の「等」には、損傷、固定の状態などの部位、機械本体の作動の円滑さ、確実さなどが含まれる。
- ・ 「点検項目」は、丸のこ盤、帯のこ盤、手押しかな盤、面取り盤、ルーターの構造、使用等のガイドラインに示されているのでこれを参照する。

携帯用丸のこの点検項目の例

①機体の損傷の有無、

②移動覆いの動きの円滑さ、

③丸のこの割れ及び歯こぼれの有無、

④丸のこの固定の確実さ、

⑤丸のこの回転時の異常の有無、

⑥ブレーキ機能を有するものはブレーキの作動の確実さ

<点検の結果から、異常を認めたときは、直ちに修理又は交換すること。>

丸のこ等の始業前点検表						
点検日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日	点検者	点検 太郎	作業場名	〇〇〇〇工事	
点 検 項 目				点検 ○×	是正・措置・確認	
電源に電源プラグが差し込まれていない状態の点検						
1	電源コード及び電源プラグに傷、亀裂、変形、破損等はないか。*アースプラグまたはアースクリップ及び行先表示を含む。					
2	丸のこ等本体に亀裂、変形、破損等はないか。					
3	各種安全カバーに亀裂、変形、破損等及び固定等の改造はないか。					
4	各種レバー類が正常に機能するか。各種ボルト類にゆるみがないか。特にこの歯の固定ボルトを確認する。					
5	この歯は、丸のこ等本体及び切断材料に適合しているか。この歯に歯こぼれ、亀裂、変形等破損及び取り付け方向を間違っていないか。					
6	卓上丸のこ等で、注油の必要箇所に注油する必要はないか。					
電源プラグを電源に差し込み電源を入れた状態の点検（本機スイッチが切れていることを確認）						
7	使用電源が、丸のこ等本体の規格にあった電圧か。					
8	試運転を行い、丸のこ回転中に、異常振動、異常音、この歯の面振れがないか。					
9	試運転を行い、スイッチを放したときに、スイッチが戻り、ブレーキが正常に作動するか。					
作業中の確認事項 作業中に破損、異常振動、異常音等が発生した場合は、直ちに使用を中止する。						
作業中の確認事項 作業後、電源プラグを差し込み口から切り取り、付着物等の清掃を行い決められた場所に保管する。 〔備考欄〕						

第111条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
木材加工用機械災害防止対策推進運動の実施等について別添「木工加工用機械災害防止総合対策」	平10.9.1 基発第520号の2
丸のこ盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン	平10.9.1 基発第521号別添 1
帯のこ盤及び自動送材車の構造、使用等の安全上のガイドライン	平10.9.1 基発第521号別添 2
手押しかな盤等の構造、使用等に関する安全上のガイドライン	平 6.10.24基発第656号別添 1
面取り盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン	平 6.10.24基発第656号別添 2
ルーターの構造、使用等に関する安全上のガイドライン	平 6.10.24基発第656号別添 3